

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五五
訓 令	五五
福 島 県 事 務 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	
福 島 県 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令	五六
告 示	五六
救 急 病 院 等 を 定 め る 省 令 に よ り 救 急 病 院 を 認 定 し た 件	五六
公 告	五六
随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 件 二 件	五六
一 般 競 争 入 札 を 行 う 件	五九
落 札 者 を 決 定 し た 件	五〇
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 の 五 十 分 の 一 及 び 三 分 の 一 の 数 並 び に 福 島 県 議 会 議 員 選 挙 区 別 の 選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 の 三 分 の 一 の 数 を 告 示 す る 件	五二
不 在 者 投 票 の で き る 施 設 の 名 称 を 変 更 し た 旨 届 出 が あ っ た 件	五二

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第八十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号中(34)を(39)とし、(33)を(38)とし、(32)を(37)とし、同号(31)中「第十二

条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号(31)を同号(36)とし、同号(30)中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号(30)を同号(35)とし、同号(29)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号(29)を同号(34)とし、同号(28)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同号(28)を同号(33)とし、同号(27)を同号(32)とし、同号(26)を同号(31)とし、同号(31)の前に次のように加える。

(27) 第二十三条第一項及び第二項の規定による措置

(28) 第二十三条第三項の規定による損失補償

(29) 第二十三条第四項で準用する第十二条の二第二項の規定による損失を受けた者との協議

(30) 第二十三条第五項の規定による損害補償

第十一条第一項第六号中(25)を(26)とし、(9)から(24)までを(10)から(25)までとし、同号(8)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5) 第十二条第三項の規定による除却等の措置命令

第十五条第一項第十四号中(34)を(39)とし、(33)を(38)とし、(32)を(37)とし、同号(31)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号(31)を同号(36)とし、同号(30)中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号(30)を同号(35)とし、同号(29)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号(29)を同号(34)とし、同号(28)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同号(28)を同号(33)とし、同号(27)を同号(32)とし、同号(26)を同号(31)とし、同号(31)の前に次のように加える。

(27) 第二十三条第一項及び第二項の規定による措置

(28) 第二十三条第三項の規定による損失補償

(29) 第二十三条第四項で準用する第十二条の二第二項の規定による損失を受けた者との協議

(30) 第二十三条第五項の規定による損害補償

第十五条第一項第十四号中(25)を(26)とし、(9)から(24)までを(10)から(25)までとし、同号(8)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5) 第十二条第三項の規定による除却等の措置命令

第二条 福島県事務委任規則の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号中(39)を(54)とし、(27)から(38)までを(42)から(53)までとし、同号(42)の前に次のように加える。

(35) 第二十一条の二第二項の規定による操作規程の策定等の勧告

- (36) 第二十一条の第二項の規定による操作規程遵守のための措置をとることの
勸告
- (37) 第二十一条の第三項の規定による操作規程の変更の勸告
- (38) 第二十一条の第四項の規定による勸告に従わなかつた旨の公表
- (39) 第二十一条の第三項及び第二項の規定による措置命令
- (40) 第二十一条の第三項の規定による損失補償
- (41) 第二十一条の第四項で準用する第十二条の第二項の規定による損失を受
けた者との協議
- 第十一条第六号中(26)を(34)とし、(15)から(25)までを(23)から(33)までとし、同号(14)
次に次に加える。
- (15) 第十四条の第三項の規定による関係市町村長の意見聴取
- (16) 第十四条の第二項で準用する同条第三項の規定による操作規則の変更につ
いての関係市町村長の意見聴取
- (17) 第十四条の第三項の規定による操作規程の承認
- (18) 第十四条の第三項の規定による関係市町村長の意見聴取
- (19) 第十四条の第三項の規定による操作規程の策定の協議
- (20) 第十四条の第五項で準用する同条第一項の規定による操作規程の変更の承
認
- (21) 第十四条の第五項で準用する同条第三項の規定による操作規程の変更につ
いての関係市町村長の意見聴取
- (22) 第十四条の第五項で準用する同条第四項の規定による操作規程の変更につ
いての協議
- 第十五条第一項第十四号中(39)を(54)とし、(27)から(38)までを(42)から(53)までとし、同号(42)
の前に次に加える。
- (35) 第二十一条の第二項の規定による操作規程の策定等の勸告
- (36) 第二十一条の第二項の規定による操作規程遵守のための措置をとることの
勸告
- (37) 第二十一条の第三項の規定による操作規程の変更の勸告
- (38) 第二十一条の第四項の規定による勸告に従わなかつた旨の公表
- (39) 第二十一条の第三項及び第二項の規定による措置命令
- (40) 第二十一条の第三項の規定による損失補償
- (41) 第二十一条の第四項で準用する第十二条の第二項の規定による損失を受
けた者との協議
- 第十五条第一項第十四号中(26)を(34)とし、(15)から(25)までを(23)から(33)までとし、同号(14)
の次に次に加える。
- (15) 第十四条の第二項の規定による関係市町村長の意見聴取
- (16) 第十四条の第二項で準用する同条第三項の規定による操作規則の変更につ
いての関係市町村長の意見聴取
- (17) 第十四条の第三項の規定による操作規程の承認

- (18) 第十四条の第三項の規定による関係市町村長の意見聴取
 - (19) 第十四条の第四項の規定による操作規程の策定の協議
 - (20) 第十四条の第五項で準用する同条第一項の規定による操作規程の変更の承
認
 - (21) 第十四条の第五項で準用する同条第三項の規定による操作規程の変更につ
いての関係市町村長の意見聴取
 - (22) 第十四条の第五項で準用する同条第四項の規定による操作規程の変更につ
いての協議
- 附則**
- この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十六年十二月十日か
ら施行する。
- (行政経営課)

訓 令

福島県訓令第十八号

本庁 機関
出先 機関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年十二月九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の7の表農村整備総室の部農村基盤整備課の項中3の(7)を3の(8)とし、3の
(6)を3の(7)とし、3の(5)を3の(6)とし、3の(4)を3の(5)とし、3の(3)を3の(4)とし、3
(2)の次に次に加える。

(3) 第14条の2第3項の規定による関 係市町村長の意見聴取									
別表第二の7の表農村整備総室の部農村基盤整備課の項3に次のように加える。									
(9) 第23条第1項及び第2項の規定に よる措置									

別表第二の7の表農村整備総室の部農村管理課の項中4の(25)を4の(43)とし、4の(24)を
4の(42)とし、4の(23)を4の(41)とし、同項4の(22)中「第12条第7項」を「第12条第8項」
に改め、同項4の(22)を同項4の(40)とし、同項4の(21)中「第12条第6項」を「第12条第7

の(7)中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同項4の(7)を同項4の(8)とし、同項4の(6)の次に次のように加える。

令 (7) 第12条第3項の規定による措置命

○

別表第二の8の表河川港湾総室の部港湾課の項4に次のように加える。

(25) 第23条第1項の規定による処分

○

(26) 第23条第2項の規定による業務従

○

事命令

○

(27) 第23条第3項の規定による損失補

○

償

○

(28) 第23条第5項の規定による損害補

○

償

○

附 則

この訓令は、平成二十六年十二月十日から施行する。

(行政経営課)

告 示

福島県告示第七百二十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年十二月二日救急病院として認定した。

平成二十六年十二月九日

名称

所在地

福島県知事 内 堀 雅 雄

認定有効期限

福島県厚生農業協同組合連合会高田厚生病院

大沼郡会津美里町字高田甲二 平成二十九年二月一日

(地域医療課)

公 告

公告第342号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県人事管理給与システム標準報酬制に係る改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年12月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県人事管理給与システム標準報酬制に係る改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室人事課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年10月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(人 事 課)

公告第343号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年12月9日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務 900 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年10月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
59,400円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第344号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年12月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコンⅡ（福島県警察用） 100台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成27年3月31日（火）
 - (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか計2ヶ所
 - (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成26年6月24日（火）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年1月14日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成26年12月9日（火）から平成27年1月14日（水）まで（土曜日、日曜日、平成26年12月23日、平成26年12月29日から平成27年1月3日まで

- の期間及び平成27年1月12日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年12月19日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年1月28日(水)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年1月27日(火)午後5時までまでに必着のこと。)
 - 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
 - 9 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
 - 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer II (for Fukushima police) 100units
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 28 January 2015
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 27 January 2015
 - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第345号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年12月9日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 人物映像自動抽出システム 10式
- 2 落札に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号

- 5 落札金額
27,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年10月3日

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十六年十二月二日現在において、次のとおりである。

平成二十六年十二月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	三二、二三五
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	三〇一、四六七
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	

選挙区	福島市	田村市田村郡
	七七、九六五	一九、〇六四

二本松市	一五、八五九	双葉郡	一八、五〇三
相馬市相馬郡新地町	一一、九七二	石川郡	一一、七四五
喜多方市耶麻郡	二二、〇六〇	東白川郡	九、三五七
須賀川市岩瀬郡	二六、一九一	大沼郡	七、八六七
白河市西白河郡	三〇、二二一	河沼郡	六、五三二
いわき市	九一、三二七	南会津郡	八、一一三
郡山市	八八、四九五	本宮市安達郡	一〇、六〇八
会津若松市	三三、三一一	伊達市伊達郡	二八、二四三
		南相馬市相馬郡飯館村	一九、八一八

福島県選挙管理委員会告示第百六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十六年十二月九日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人ギデオソ福祉会特別養護老人ホーム「聖・輝きの郷」	社会福祉法人創世福祉事業団特別養護老人ホーム「聖・輝きの郷」	平成二十三年一月一日